

佐賀空港の自衛隊使用要請に関する論点整理
骨子案

佐賀市

目 次

第 1 章 佐賀空港の自衛隊使用要請	1
1 佐賀空港の自衛隊使用要請に係るこれまでの経緯	1
2 防衛省の説明概要	5
3 住民説明会等の概要	6
第 2 章 立地自治体としての疑問、懸念等に関する防衛省の説明概要 及びそれらを踏まえた市民生活への影響等の整理	7
1 米軍の佐賀空港利用について	7
2 オスプレイの安全性について	8
3 施設配置（案）について	9
(1) 火薬庫・燃料タンクの安全性について	
(2) 配備機について	
(3) 隊員等の居住について	
4 環境への影響について	11
(1) 騒音の生活環境への影響について	
(2) 低周波音の生活環境への影響について	
(3) 下降気流（風圧）の影響について	
(4) 排気ガスの大気への影響について	
(5) 環境アセスメントについて	
5 産業への影響について	15
(1) 騒音の漁業への影響について	
(2) 下降気流の漁業への影響について	
(3) 排水の漁業への影響について	
(4) 電波等の漁業への影響について	
(5) 漁業の浚渫工事等への影響について	
(6) 漁業への影響に対する補償等について	
(7) 騒音・低周波音の農業への影響について	
(8) 下降気流（風圧）や排気熱の農業への影響について	
(9) 排水による農業への影響について	
(10) 照明の農業への影響について	
(11) 電波等の農業への影響について	
(12) 農業への影響に対する補償等について	
(13) 燃料漏れ等の影響について	
(14) 産業へのその他の影響について	

6	周辺地域の生活環境等への影響について.....	24
7	民間空港としての佐賀空港への影響について.....	25
8	バルーン大会への影響について.....	25
9	ラムサール条約登録湿地への影響について.....	26
10	安全保障・佐賀空港への攻撃の懸念について.....	27
11	訓練内容について.....	28
12	防災機能を高めるための佐賀空港の活用について.....	29
13	土地取得交渉について.....	29
14	苦情処理・相談体制の充実について.....	30

第 1 章 佐賀空港の自衛隊使用要請

1 佐賀空港の自衛隊使用要請に係るこれまでの経緯

平成 26 年 7 月 22 日、武田防衛副大臣が佐賀県及び佐賀市を訪問し、佐賀空港の自衛隊使用について次の 3 点を要請された。

- ・ 陸上自衛隊が今後導入を予定しているオスプレイを佐賀空港に配備すること。具体的には、佐賀空港に隣接する場所に駐機場を整備し、離着陸には佐賀空港を使用すること。
- ・ 市街化が進む目達原駐屯地に配備されているヘリコプターについても、佐賀空港に配備すること。
- ・ 沖縄の負担軽減のため、米海兵隊の訓練移転先として佐賀空港を利用すること。

その後、同年 8 月に小野寺防衛大臣、同年 10 月及び平成 27 年 2 月に左藤防衛副大臣が佐賀県及び佐賀市を訪問し、改めて同様の要請をされたが、同年 10 月 29 日、中谷防衛大臣が佐賀県及び佐賀市を訪問し、米海兵隊の訓練利用に係る要請について取り下げられた。

これらの要請に対し、佐賀空港の設置者である佐賀県は、その計画の全体像・将来像を明確にするための精査・確認作業を行い、その上で議論、検討が行われた。

その間、平成 28 年 3 月 24 日には、佐賀県議会において、佐賀県に対し、県民の安全・安心を守る責務等を第一にしながらも、空港を抱える当事者として、議論の前提となる環境を早急に整えるとともに国の動きに対して的確に対応することなどを要請した「佐賀空港の陸上自衛隊配備に関する決議」が可決された。

また、同年 5 月には、防衛省による現地調査が行われ、同年 6 月に若宮防衛副大臣が佐賀県及び佐賀市を訪問し、新たに整備される駐屯地の具体的な場所及び施設の配置計画案について示された。

さらに、地元自治会等からの声を受け、同年 11 月に、佐賀空港周辺での米海兵隊 MV-22 オスプレイによるデモフライトが行われた。

これらの経緯を踏まえ、佐賀県は、平成 29 年 5 月に、「佐賀空港の自衛隊使用要請に関する論点整理素案」を公表した。

その後、同年7月3日に、佐賀県議会としては、防衛省の計画を受け入れるべきと判断せざるを得ないとして、佐賀県に対し、今回の防衛省の要請を受け入れる判断等を要請した「佐賀空港の陸上自衛隊配備に関する決議」が可決された。

一方、佐賀市議会においては、平成26年10月に「自衛隊等の佐賀空港利用に関する調査特別委員会」を設置し、その後、約3年間にわたり、多くの自衛隊関連施設や関係自治体等の視察、防衛省に対する要請活動、参考人招致等を実施しながら協議を重ね、平成29年12月19日、佐賀市議会として防衛省の計画を受け入れざるを得ないと判断し、公害防止協定書に基づく事前協議を行う環境を整えながら、防衛省の要請を受け入れることを佐賀県に要請するとともに、地元自治体として諸問題の解決に向けて積極的に県に協力することを佐賀市に要請することなどを趣旨とする「佐賀空港の陸上自衛隊配備に関する決議」が可決された。

平成30年7月、小野寺防衛大臣が佐賀県及び佐賀市を訪問し、オスプレイの機体の安全性及び安全対策の方向性について説明をされた。

同年8月24日、山口佐賀県知事と小野寺防衛大臣が次の内容の合意事項を確認し、その後、佐賀県は、防衛省からの要請を受け入れた。

＜合意事項＞

佐賀空港の民間空港としての使用・発展に影響を及ぼさないとの従来の確認を前提として、

- 1 環境保全と補償に関する協議会の設置
- 2 防衛省の着陸料100億円の支払と佐賀県の基金の創設
- 3 オスプレイの安全性に関する情報共有のルール化

なお、佐賀県は、佐賀空港建設時に現在の佐賀県有明海漁業協同組合（以下「有明海漁協」という。）、旧川副町（現佐賀市）及び現在の佐賀県農業協同組合との間でそれぞれ公害防止協定を締結している。そのため、佐賀空港の自衛隊使用要請を受け入れる場合は、それぞれの協定に基づき事前協議を行う必要がある。

また、現在の有明海漁協との公害防止協定覚書付属資料には、「県は佐賀空港を自衛隊と共用するような考えを持っていない」と記載されており、佐賀県が今回の防衛省からの要請を受け入れる場合は、有明海漁協に対し、公害防止協定覚書付属資料に記載のある佐賀県の考えを変えることについて、了承を得なければならない。

そのため、同日、山口佐賀県知事が有明海漁協を訪問し、公害防止協定覚書付属資料の変更について協議を申し入れた。

同年9月、佐賀県は、オスプレイの機体の安全性等に関する防衛省の説明や山口佐賀県知事と小野寺防衛大臣による合意事項の確認などを踏まえて加筆・修正を行い、「佐賀空港の自衛隊使用要請に関する論点整理」を取りまとめた。

令和元年5月、山口佐賀県知事が有明海漁協を訪問し、公害防止協定覚書付属資料の変更について、改めて協議を申し入れた。

同年8月、防衛省が有明海漁協に対し、計画の概要、排水対策などの環境保全対策等について説明し、同年9月から令和2年6月までの間、有明海漁協各支所においても説明を行った。

また、令和3年6月から同年7月にかけて、防衛省が有明海漁協4支所（早津江、大詫間、南川副及び広江）の地権者に対し、地権者説明会を開催した。

同年12月14日、有明海漁協の組合長が山口佐賀県知事を訪問し、佐賀県からの公害防止協定覚書付属資料の変更申入れに対し、次の3点が示されることを条件に見直し手続を行う旨の回答をした。

- 1 計画予定地の工事期間中も含めた排水対策の具体的な考え方
- 2 計画予定地の土地の価格（目安）
- 3 計画予定地西側の土地取得についての考え方

これを受け、同月22日、山口佐賀県知事が岸防衛大臣を訪問し、対応を要請した。

その後、令和4年1月から6月までの間、有明海漁協、防衛省、佐賀県の実務者による「排水対策等の3条件に関する意見交換会（三者協議会）」が計4回、実施された。

同年7月26日及び8月10日、有明海漁協の検討委員会において、防衛省が3条件について説明し、その後、公害防止協定締結時の当事者であった有明海漁協6支所（諸富町、早津江、大詫間、南川副、広江及び東与賀町）の組合員を対象に防衛省の説明会が開催された。

同年10月24日、山口佐賀県知事が有明海漁協を訪問し、6支所合同会議の場で、改めて佐賀県の考えを説明し、同年11月1日、有明海漁協において、公害防止協定覚書付属資料の変更が決定された。

同日、有明海漁協及び佐賀県が確認書に署名・押印し、「佐賀空港建設に関する公害防止協定覚書付属資料」が変更された。

翌2日には、佐賀県政策部長が佐賀市を訪問し、公害防止協定覚書付属資料の見直しまでの経緯を説明され、同月10日に井野防衛副大臣が佐賀市を訪問し、協力の申入れがなされた。

その後、同月18日、防衛省は、佐賀市議会に対し、佐賀空港の自衛隊使用要請に係る計画等について説明を行った。佐賀市議会はその後、令和5年1月23日、「佐賀空港の自衛隊駐屯地計画に関する調査特別委員会」を設置した。

また、佐賀市は、令和4年12月から令和5年2月にかけて、防衛省に対し疑問、懸念等についての照会（14項目、121点）を行い、その回答の精査・確認作業を行った。

その間、令和4年12月25日から27日まで、県内3会場において、佐賀県民及び佐賀県に勤務される方を対象とした、佐賀県及び防衛省の共催並びに佐賀市の協力による住民説明会が開催された。

また、令和5年1月29日及び2月5日に、川副校区説明会及び東与賀・諸富校区説明会が防衛省の主催及び佐賀市の協力並びに佐賀県の出席により開催された。

2 防衛省の説明概要

防衛省は、佐賀空港の自衛隊使用要請について、次のように説明している。

我が国を取り巻く安全保障環境は、様々な安全保障上の課題や不安定要因が、より顕在化・先鋭化し、一層厳しさを増している。

そのため、国民の生命・財産と領土・領海・領空を守り抜くため、防衛省・自衛隊として、力を背景とした現状変更を許容しないとの意思をより一層しっかりと示していくことが極めて重要である。

防衛省は、平成30年（2018年）3月末、自衛隊にとって初めての本格的な水陸両用作戦機能を備えた水陸機動団を長崎県佐世保市に新編した。

水陸機動団は、我が国の島嶼^{しよ}が侵攻を受けた場合にも、迅速に島嶼^{しよ}に着上陸して奪回することができる島嶼^{しよ}防衛の要となる部隊である。

水陸機動団が島嶼^{しよ}に上陸するには、様々な手段を用いるが、オスプレイは水陸機動団を迅速に島嶼^{しよ}に輸送するために極めて重要な役割を果たす。

陸上自衛隊が導入する回転翼機と固定翼機の特徴を併せ持つオスプレイは、迅速な部隊輸送に必要不可欠である。さらに、災害救援や離島の急患輸送でも能力を発揮する。

防衛省は、オスプレイ17機の配備を予定しており、佐賀空港への施設整備完了まで暫定的に木更津駐屯地に配備している。

我が国防衛上の有用性や市街化が進む既存の自衛隊飛行場周辺の負担軽減など様々な観点から、自衛隊飛行場や民間飛行場を対象に検討を重ねた結果、次の理由により佐賀空港が配備先として最適の飛行場であると判断した。

- 水陸機動連隊が配置された陸上自衛隊相浦駐屯地（長崎県佐世保市）から近く、島嶼部^{しよ}等への迅速かつ効率的な輸送に適していること。
- 島嶼部^{しよ}への侵攻に対処する水陸両用作戦には、統合運用に基づく陸海空自衛隊の緊密な連携が不可欠であり、同作戦に関わる主要部隊が多く存在する九州北部に所在していること。
- V-22オスプレイの運用に必要な滑走路を有していること。
- 市街化が進んでいる陸上自衛隊目達原駐屯地からも近く、同駐屯地に配備されているヘリコプターの移設先としても活用しうること。

3 住民説明会等の概要

佐賀空港の自衛隊使用要請について、九州防衛局による住民説明会等が次のとおり実施された。

- ・平成 26 年
 - 11 月 7 日 佐賀市自治会協議会理事会にて内容説明
 - 11 月 11 日～14 日 川副町 4 校区自治会長会にて内容説明
 - 11 月 15 日～16 日 川副町 4 校区住民説明会
 - 12 月 21 日 川副町西川副校区西干拓自治会にて内容説明
- ・平成 27 年
 - 1 月 19 日 東与賀自治会長会にて内容説明
 - 4 月 24 日～25 日 陸上自衛隊ヘリコプター（AH-1S）によるデモフライト
- ・平成 28 年
 - 7 月 25 日 佐賀県有明海漁業協同組合運営委員長・支所長へ内容説明
 - 7 月 29 日 川副町住民説明会
 - 9 月 10 日～10 月 2 日 川副町 4 校区住民説明会
 - 10 月 11 日 佐賀県有明海漁業協同組合 4 支所運営委員へ内容説明
 - 10 月 15 日 東与賀町住民説明会
 - 11 月 8 日 米海兵隊MV-22 オスプレイによるデモフライト
- ・平成 29 年
 - 4 月 26 日～28 日 佐賀県有明海漁業協同組合 4 支所地権者説明会
- ・令和元年
 - 8 月 9 日 佐賀県有明海漁業協同組合にて内容説明
 - 9 月 17 日
 - ～令和 2 年 6 月 3 日 佐賀県有明海漁業協同組合各支所にて内容説明
- ・令和 3 年
 - 6 月 30 日～7 月 4 日 佐賀県有明海漁業協同組合 4 支所地権者説明会
- ・令和 4 年
 - 1 月 28 日～6 月 6 日 排水対策等の 3 条件に関する意見交換会（佐賀県有明海漁業協同組合、防衛省及び佐賀県）
 - 8 月 25 日～9 月 1 日 佐賀県有明海漁業協同組合 6 支所組合員対象説明会
 - 12 月 25 日～27 日 佐賀空港の陸上自衛隊使用要請に関する説明会（佐賀県民等対象）
- ・令和 5 年
 - 1 月 29 日～2 月 5 日 川副町・東与賀町・諸富町校区説明会

第2章 立地自治体としての疑問、懸念等に関する防衛省の説明概要 及びそれらを踏まえた市民生活への影響等の整理

佐賀市として、佐賀空港の自衛隊使用要請に係る疑問、懸念等とそれらに対する防衛省の説明を整理するに当たり、平成30年9月4日に佐賀県がまとめた「佐賀空港の自衛隊使用要請に関する論点整理」や、それ以降新たに行われた佐賀市議会等における議論、5回にわたり開催された住民説明会、改めて疑問、懸念等について防衛省に対し照会した回答等を踏まえ、立地自治体として市民生活への影響を議論する14の論点を洗い出し、整理した。

1 米軍の佐賀空港利用について

【疑問、懸念等】

- ・ 駐屯地設置後、米軍基地の候補地になるのではないか。
- ・ 駐屯地設置後、米軍の利用があるのではないか。

【防衛省の説明概要】

- ・ 佐賀駐屯地（仮称）には、米軍の常駐計画はない。
- ・ その上で、沖縄の負担を全国で分かち合うべきとの基本的な考え方にに基づき全国の他の空港と横並びの中で佐賀空港の活用も考慮させていただきたい。
- ・ 佐賀空港の利用に当たっては、当然ながら知事の同意を得た上で利用させていただくものであり、佐賀県に負担が集中するような利用は全く考えていない。
- ・ 利用に当たっては、地元の皆様の御懸念をしっかりと受け止め、十分な説明を行うなど、真摯に対応していきたい。

【市民生活への影響等の整理】

- ・ 防衛省としては、米軍の佐賀空港の利用については、改めて知事の同意や住民の懸念に対する十分な説明が必要との認識であり、その点では佐賀空港の自衛隊使用が米軍の利用に直結するわけではないと考えられる。
- ・ しかしながら、米軍の利用に係る懸念については、引き続き防衛省の真摯な対応を本市として求めていく必要がある。

2 オスプレイの安全性について

【疑問、懸念等】

- ・ オスプレイの事故やトラブルが発生しているが、オスプレイは安全なのか。
- ・ パイロットの人的ミスを防ぐため、どのような方策をとっているのか。
- ・ オスプレイの事故率は高いのではないか。
- ・ オートローテーション機能の有効性は実機で検証すべきではないか。
- ・ オスプレイの排気は、火災等が発生させる危険性があるのではないか。
- ・ 万が一、事故が発生した場合はどうするのか。

【防衛省の説明概要】

- ・ 米国政府、日本政府ともにそれぞれ安全性を確認している。
- ・ 経験豊富で、技量の高い操縦士及び整備員を選抜し、米海兵隊のオスプレイ教育部隊に派遣して教育訓練を実施、国内における飛行訓練や、操縦士等の養成も開始し、今後も要員の教育訓練に万全を期していく。
- ・ 整備ミスや操作ミスなどの機体以外の要因で発生する事故もあることから、事故率のみをもって機体の安全性を評価することは適当ではなく、あくまで目安の一つであると考えている。
- ・ その上で、V-22オスプレイと同様の運用がなされている米海兵隊MV-22オスプレイと米海兵隊航空機全体のクラスA事故率を示す。

	MV-22オスプレイ	米海兵隊航空機全体
2018年9月末時点	2.85	2.78
2019年9月末時点	2.50	2.79
2020年9月末時点	2.26	2.70
2021年9月末時点	2.05	2.59
2022年9月末時点	2.27	2.59

- ・ オスプレイは、2基のエンジンが同時に故障する可能性は極めて低く、1基のエンジンのみで飛行を継続することが可能であり、しかも、1基のエンジンが故障した段階で予防着陸を実施するため、オートローテーションを求められる場面は極めて想定しがたい。
- ・ オスプレイのシミュレータは高性能であり、両エンジン出力喪失時等の緊急措置手順についても忠実に状況を模擬して訓練することが可能である。
- ・ 佐賀空港におけるオスプレイの離着陸は舗装された滑走路上において行うため、火災を起こすことはないと考えている。また、これまで暫定配備先である木更津駐屯地でも、火災を起こすことなく、安全に運用してきている。
- ・ オスプレイのエンジンからの排気は、地上に直接当たらないように放出される。

- ・ 万が一、事故が発生した場合には、迅速な情報提供を行うとともに、事故原因の究明、再発防止策の確立など安全対策を徹底する。
- ・ 政府としては、オスプレイの安全性に問題はないと考えているが、地元の皆様に十分に配慮し、最大限の安全対策をとるよう日米で協力していく。

【市民生活への影響等の整理】

- ・ 一般に航空機の安全性の確保は、航空法に基づき行うこととされているが、自衛隊機については、自衛隊法第107条の規定により、その一部が適用除外され、防衛大臣がその定める基準（航空機の安全性の確保に関する訓令）により自衛隊機の安全性を確保することとされている。
- ・ 当該訓令第2条第1項において、航空機は、航空機の安全性を確保するために必要な技術上の基準に適合しているものでなければ、航空の用に供してはならないと規定されていることから、オスプレイについても、最終的には防衛省自身が技術上の基準に基づき、安全性を確保した上で運用することが必要である。
- ・ オスプレイの事故やトラブルに関し、様々な疑問や不安の声がある中、地元への配慮及び最大限の安全対策は当然であり、更に本市として防衛省に対し、安全性に関する情報の速やかな提供及びその連絡体制の構築を求めていく必要がある。

3 施設配置（案）について

(1) 火薬庫・燃料タンクの安全性について

【疑問、懸念等】

- ・ 火薬庫と燃料タンクが隣接し、公道の近くに配置されるのは危険ではないのか。
- ・ 火薬庫の管理に問題はないか。

【防衛省の説明概要】

- ・ 火薬庫の設置に当たっては、火薬類取締法等の関係法令に基づき、堅牢な壁や土堤等各種の安全対策を講じるとともに、近隣の施設に対して必要な保安距離を確保するよう計画する。
- ・ 燃料タンクについても消防法等の関係法令に基づき、必要な保安距離を確保するよう計画する。
- ・ 火薬庫の運用に当たっては、火薬類取締法等の関係法令に基づき、必要な警備体制及び安全管理教育が行われる。
- ・ 火薬類取締法、自衛隊法等の関係法令に基づき、火災が発生しないように安

全管理を徹底して設置・運用する。

(2) 配備機について

【疑問、懸念等】

- ・ 格納庫に、オスプレイ等の自衛隊機全てを収容できるのか。
- ・ 新たに格納庫を設置することはないのか。
- ・ 将来的にオスプレイ等の自衛隊機の配備数が拡大することはあるのか。

【防衛省の説明概要】

- ・ 機体の整備などの運用面を考慮して、20機から30機程度を格納庫に入れることができる計画としている。残りの機体については、駐機場に配置する。
- ・ 追加の格納庫を整備する計画はない。
- ・ 現時点において、V-22オスプレイの機数を更に増やす計画はない。

(3) 隊員等の居住について

【疑問、懸念等】

- ・ 隊員の居住地や帯同家族を含めた居住者数はどのくらいを見込まれるのか。

【防衛省の説明概要】

- ・ 駐屯地内の隊舎、駐屯地外の宿舎、個人所有の住宅などに居住することになる。
- ・ 宿舎は、部隊の即応性の確保、宿舎の規模・周辺環境、災害時の対応など、宿舎設置のための諸条件を総合的に勘案し、佐賀市内に南川副（犬井道）を含む複数個所に分散して確保することを考えている。
- ・ 約700～800名の隊員を配備することとしていることから、隊員の家族を含めると相当数の人員増が見込まれると考えている。

【市民生活への影響等の整理】

- ・ 防衛省により追加の格納庫を整備する計画はないことを確認したが、施設配置については、今後の実施設計においても、これまでの防衛省の説明と趣旨が異なる点がないか確認する必要がある。
- ・ また、隊員や帯同家族を含めた居住者数の増加により、市内消費支出の増加が見込まれる一方で、隊員の通勤等により佐賀空港周辺の道路交通等市民生活に影響がないか注視していく必要がある。

4 環境への影響について

(1) 騒音の生活環境への影響について

【疑問、懸念等】

- ・ オスプレイ等の自衛隊機の配備により、騒音が増大し、生活環境に影響を及ぼすのではないか。
- ・ 複数の航空機が飛行する場合は、更に騒音が増大するのではないか。
- ・ 佐賀空港において編隊飛行は実施するのか。
- ・ ホバリング訓練は、騒音等生活環境への影響があるのではないか。
- ・ 計器飛行による離着陸は、有視界飛行に比べて騒音が大きいのではないのか。
- ・ オスプレイ等の自衛隊機の配備前後の騒音測定を含め、騒音対策はどう考えているのか。

【防衛省の説明概要】

- ・ 現に空港を利用している民間航空機に加え、自衛隊機が60回離着陸した場合であっても、環境省が定める環境基準の57デシベルを超える範囲に住宅地がないことから、オスプレイ等の自衛隊機の配備によって、佐賀空港周辺の住宅等の環境に与える影響は少ないと考えている。
- ・ 騒音軽減等の観点から、可能な限り地元の皆様の御意見を踏まえつつ運用していく。
- ・ 民間航空機の運航を優先することとしており、民間航空機との同時飛行は想定していない。
- ・ V-22オスプレイは、通常は1機で運用することを想定している。
- ・ 編隊飛行を行うことも想定されるが、仮に同時飛行した場合でも、単純に騒音が2倍になるわけではなく、騒音の大幅な増加は見込まれない。
- ・ ホバリング訓練は、自衛隊敷地内又は佐賀空港の滑走路上でのみ行い、騒音、風圧等が生活環境に影響を及ぼすことはない。
- ・ 同じ条件の場合において、有視界飛行と計器飛行で騒音に差は生じない。
- ・ 空港の設置管理者である佐賀県が毎年騒音測定を行っており、騒音測定について今後佐賀県と相談していきたい。
- ・ 佐賀空港の利用に当たっては、場周経路を設定するとともに、騒音の面で地元の方々に負担を生じさせないように、空港の南側（海側）を飛行させることを基本としている。
- ・ 基本的に、土日祝日は飛行せず、平日の朝8時から17時までの間、空港を利用する。
- ・ 佐賀空港営業時間の範囲内で、パイロットの技量を維持するため、夜間に離着

陸訓練を実施することや、空港の利用時間外においても、急患輸送の要請や、自然災害があった場合には、飛行する点について御理解をお願いしたい。

(2) 低周波音の生活環境への影響について

【疑問、懸念等】

- ・ オスプレイ等の自衛隊機の配備により、低周波音が生活環境に影響を及ぼすのではないかと懸念されている。
- ・ 周辺住民からの不安の声や相談にはどう対応するのか。

【防衛省の説明概要】

- ・ 航空機から発生する低周波音による影響については、調査研究の過程にあり、環境省による環境基準が定められていない。
- ・ 可能な限り地元の皆様の御意見を踏まえつつ運用していくなど、寄り添った対応に努める。
- ・ 調査研究について引き続き注視していくとともに、今後環境基準が定められた場合には、関係法令に基づいて適切に対応していく。

(3) 下降気流（風圧）の影響について

【疑問、懸念等】

- ・ オスプレイ等の自衛隊機の配備により、下降気流が生活環境に影響を及ぼすのではないかと懸念されている。

【防衛省の説明概要】

- ・ 佐賀空港を離着陸する自衛隊機が飛行する際には、場周経路上においては高度300メートル以上、場周経路外においては高度500メートル以上を確保することを基本とする。
- ・ 約150メートルの高度になった場合には、地上において下降気流の影響はないことを確認している。
- ・ 実際の場合周経路の飛行にあたっては、高度300メートル以上を確保することから、このような高い高度からの下降気流が生活環境に影響を与えることはないと考えている。
- ・ 自衛隊機の下降気流が原因で、生活環境に悪影響が生じた場合は、その状況を確認の上、個別具体的な状況に応じて、適切に対応していく。

(4) 排気ガスの大気への影響について

【疑問、懸念等】

- ・ オスプレイ等の自衛隊機の配備により、排気ガスが大気へ影響を及ぼすのではないか。

【防衛省の説明概要】

- ・ 1日当たり60回の自衛隊機の離着陸を踏まえ、大気質への影響を予測した結果、大気汚染物質（窒素酸化物、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質）は、ほとんど増加することがない。
- ・ 自衛隊機の排気ガスが原因で、生活環境に悪影響が生じた場合は、その状況を確認の上、個別具体的な状況に応じて、適切に対応していく。

(5) 環境アセスメントについて

【疑問、懸念等】

- ・ 駐屯地の造成面積は約33ヘクタールとされているが、将来的に施設が拡大されることはないのか。
- ・ 西側に隣接する土地は、どのように利用するのか。
- ・ 貯留槽、浄化槽及び仮設調整池は、範囲内に設置されるのか。
- ・ 環境影響評価の対象となる35ヘクタール以上でない場合でも、公害防止協定書の趣旨を踏まえ、防衛省において調査を実施しないのか。

【防衛省の説明概要】

- ・ 部隊運用に必要な施設配置の範囲33ヘクタールを決定しており、必要な施設は、施設配置の範囲内に配置している。
- ・ 駐屯地の運用基盤を強化するため、西側に隣接する土地も購入する考えだが、当該土地に施設整備を行う計画はない。
- ・ 西側に隣接する土地は、自衛隊の教育訓練などを目的とした活用を考えている。
- ・ 貯留槽、浄化槽及び仮設調整池は、部隊運用に必要な施設配置の範囲約33ヘクタールの範囲内に設置する。
- ・ 駐屯地の造成面積は35ヘクタール未満であるものの、工事の実施や駐屯地の供用による環境の変化を把握できるようにするため、工事实施前の環境の現況を把握するための調査（環境現況調査）を実施している。
- ・ 工事に着手した後も継続してモニタリング調査を実施していく。
- ・ このモニタリング調査において、工事实施前と比較し変化が確認された場合にはその原因を究明することとし、必要に応じ、工事を中断した上で、対策を

講じることとしている。

【市民生活への影響等の整理】

- ・ 低周波音による影響については調査研究の過程にあり、環境基準が定められていないために影響は不明だが、防衛省は可能な限り地元の意見を踏まえた運用や市民に寄り添った対応に努めると説明しており、当該影響について注視していく必要がある。
- ・ 騒音、下降気流、排気ガス等生活環境に及ぼす影響については、今後も防衛省の環境調査等も踏まえ、周辺環境に十分な配慮ができていくか確認していく必要がある。

5 産業への影響について

(1) 騒音の漁業への影響について

【疑問、懸念等】

- ・ オスプレイ等の自衛隊機の配備により、騒音がノリ養殖をはじめ漁業に影響を及ぼすのではないか。
- ・ 有明海上空での低空飛行により、佐賀空港周辺の漁場等に影響を及ぼすのではないか。

【防衛省の説明概要】

- ・ 佐賀空港を離着陸する自衛隊機が飛行する際には、騒音軽減のため、場周経路上においては高度300メートル以上、場周経路外においては高度500メートル以上を確保することを基本とする。
- ・ 高度300メートル以上で海上を飛行する際の、一時的な騒音の最大値は75デシベル程度と考えられる。70デシベルから80デシベルの騒音の目安としては、例えば、在来鉄道の車内や航空機の機内が挙げられるが、同程度の一時的な騒音により、漁業の作業が中断されるような影響はないものと考えている。
- ・ 地元の皆様に騒音に対する不安があるということは、防衛省として十分認識しており、可能な限り地元の皆様の御意見を踏まえつつ、引き続き、丁寧な説明に努める。
- ・ 自衛隊機の運用が原因で、漁業を営まれている方に損失や損害が生じた場合には、関係法令に基づいて補償措置等を講じつつ、必要に応じ運用の改善を講ずるなど適切に対応していく。
- ・ 有明海上空での低空飛行訓練は実施しない。

(2) 下降気流の漁業への影響について

【疑問、懸念等】

- ・ オスプレイ等の自衛隊機の配備により、下降気流や排気熱がノリ養殖をはじめ漁業に影響を及ぼすのではないか。
- ・ 有明海上空での低空飛行により、佐賀空港周辺の漁場等に影響を及ぼすのではないか。

【防衛省の説明概要】

- ・ 約150メートルの高度になった場合には、地上において下降気流の影響はないことを確認している。

- ・ 実際の場合周経路の飛行にあたっては、高度300メートル以上を確保することから、このような高い高度からの下降気流やエンジンからの排気熱がノリ養殖等に影響を与えることはないと考えている。
- ・ 自衛隊機の運用が原因で、漁業を営まれている方に損失や損害が生じた場合には、関係法令に基づいて適切に対応しつつ、必要に応じ運用の改善などを講じていく。
- ・ 有明海上空での低空飛行訓練は実施しない。

(3) 排水の漁業への影響について

【疑問、懸念等】

- ・ オスプレイ等の自衛隊機の配備により、排水がノリ養殖をはじめ漁業に影響を及ぼすのではないか。
- ・ 排水対策については、今後どう進めていくのか。
- ・ 排水施設は、近年の豪雨を踏まえて整備するのか。

【防衛省の説明概要】

- ・ 駐屯地からの排水の具体的な方法については、今後行う実施設計の中で、有明海漁協からの要望を踏まえ、佐賀県及び有明水産振興センターと協力し、詳細な検討を進めることとし、有明海漁協へも説明を行う予定である。
- ・ 防衛省としては、駐屯地の建設や自衛隊の活動に伴う排水の処理に関連して、有明海や漁業に影響が出ないように万全を尽くすこととしている。
- ・ 駐屯地予定地近傍における入手し得る最新の降雨データに基づき、排水施設は十分な容量を確保するよう詳細な検討を進めていく。
- ・ 駐屯地の建設や自衛隊の活動に伴う排水の処理が原因で、漁業を営まれている方に損失や損害が生じた場合には、関係法令に基づいて適切に対応しつつ、再発防止策を確立するなどしていく。

(4) 電波等の漁業への影響について

【疑問、懸念等】

- ・ オスプレイ等の自衛隊機の配備により、電波障害がノリ養殖をはじめ漁業に影響を及ぼすのではないか。

【防衛省の説明概要】

- ・ 船舶のGPSやレーダー機能等へ影響を及ぼすことはないものと考えている。
- ・ 自衛隊機を運用し、電波障害が発生した場合には、関係省庁にも確認の上で、適切に対応していく。

(5) 漁業の^{しゅんせつ}浚渫工事等への影響について

【疑問、懸念等】

- ・ オスプレイ等の自衛隊機の配備により、新たに制限表面が設けられるなど^{しゅんせつ}浚渫工事等に影響を及ぼすのではないか。

【防衛省の説明概要】

- ・ 佐賀空港の滑走路や着陸帯は変更しないため、新たに制限表面が設けられることはない。

(6) 漁業への影響に対する補償等について

【疑問、懸念等】

- ・ 駐屯地の配備や自衛隊機の運用が、ノリ養殖をはじめ漁業に影響を与えた可能性がある場合、市の求めに応じ、国は原因調査を行うのか。
- ・ 調査の結果、駐屯地の配備や自衛隊機の運用が原因であると特定又は推測がされる場合、国は補償、賠償、設備の改良等の措置を講じるのか。

【防衛省の説明概要】

- ・ 防衛省としては、地元の皆様の不信感を払拭するための対応策として、防衛省・自衛隊と佐賀県、関係機関で構成する「協議会」を設置し、漁業者の皆様とも十分に意見交換するとともに、必要に応じ有識者等を交えて科学的かつ客観的に検証するなど、自衛隊機の通常の運用に伴う調査や因果関係の認定について透明性をもって対応したいと考えている。
- ・ 佐賀市にも「協議会」に参加いただくことも含め、佐賀市からの御意見・御要望を踏まえ、適切に対応していく。
- ・ 陸自V-22オスプレイの運用や関連施設等により、漁業事業者に対して経営上の損失や損害を与えた場合には、関係法令に基づき適切に対応する。

【市民生活への影響等の整理】

- ・ 排水対策については、詳細な検討が今後進められていく予定であり、今後の実施設計等において、これまでの防衛省の説明と趣旨が異なる点がないか確認する必要がある。
- ・ 騒音、下降気流、電波等が漁業及び浚渫工事^{しゅんせつ}に及ぼす影響を具体的に協議できるような協議会等の設置について、防衛省に求めていく必要がある。
- ・ また、駐屯地の設置又は運用により漁業に損失又は損害が生じた場合、補償措置等及び必要に応じた運用の改善を講ずるよう、防衛省に適切な対応を求めていく必要がある。

(7) 騒音・低周波音の農業への影響について

【疑問、懸念等】

- ・ オスプレイ等の自衛隊機の配備により、騒音又は低周波音が家畜又は農産物の品質又は生育などに影響を及ぼすのではないかな。

【防衛省の説明概要】

- ・ 自衛隊機の騒音や低周波音が、家畜や農産物の生育や品質に影響した事例は、確認していない。
- ・ 低周波音については、環境省による環境基準が定められていない。
- ・ オスプレイや回転翼機の飛行により発生する騒音の主要周波数帯は、一般にジェット機よりも低いですが、佐賀空港周辺における予測コンターと同空港周辺に所在する畜産農家の場所には相当の距離がある。
- ・ このような状況を踏まえると、低周波音を含む騒音が、佐賀空港周辺の牛、豚、鳥の生育や品質に影響を与える可能性はないものと思われる。
- ・ 自衛隊機の運用が原因で、農業や畜産業を営まれている方に損失や損害が生じた場合には、関係法令に基づいて適切に対応しつつ、必要に応じ運用の改善などを講じていく。

(8) 下降気流（風圧）や排気熱の農業への影響について

【疑問、懸念等】

- ・ オスプレイ等の自衛隊機の配備により、下降気流や排気熱が農作物や農業用ハウス等に影響を及ぼすのではないかな。

【防衛省の説明概要】

- ・ 約150メートルの高度になった場合には、地上において下降気流の影響はないことを確認している。
- ・ 実際の場合周経路の飛行にあたっては、高度300メートル以上を確保することから、このような高い高度からの下降気流やエンジンからの排気熱が地上の農作物等に影響を与えることはないと考えている。
- ・ 自衛隊機の運用が原因で、農業を営まれている方に損失や損害が生じた場合には、関係法令に基づいて適切に対応しつつ、必要に応じ運用の改善などを講じていく。

(9) 排水による農業への影響について

【疑問、懸念等】

- ・ 駐屯地の整備により、周辺農地の排水に影響を及ぼすのではないかと懸念されている。

【防衛省の説明概要】

- ・ 自衛隊の施設の整備にあたっては、工事期間中及び駐屯地完成後についても周辺地域の環境や安全に配慮した万全の措置を講じている。
- ・ 駐屯地からの排水については、農業用水や用地からの排水の通水を阻害しないように計画する。
- ・ 農業など周辺環境に影響が生じないよう適切な措置を実施していく。
- ・ 駐屯地の建設や自衛隊の活動に伴う排水の処理が原因で、農業を営まれている方に損失や損害が生じた場合には、関係法令に基づいて適切に対応しつつ、再発防止策を確立するなどしていく。
- ・ 今後、計画を具体化し、佐賀県や佐賀市等に説明をしていく中で意見を踏まえながら、適切に対応していく。

(10) 照明の農業への影響について

【疑問、懸念等】

- ・ 駐屯地の照明により、農作物の生育阻害や、照明に群がる病害虫による食害等が発生する等、収量や品質に影響を及ぼすのではないかと懸念されている。

【防衛省の説明概要】

- ・ 自衛隊の施設等の照明により、農作物の生育阻害など、農作物の収量や品質に影響を与えたという事実は、承知していない。

- ・ 今後、計画を具体化し、佐賀県や佐賀市等に説明をしていく中で意見を踏まえながら、適切に対応していく。
- ・ 自衛隊の施設等の照明が原因で、農業を営まれている方に損失や損害が生じた場合には、関係法令に基づいて適切に対応しつつ、再発防止策を確立するなどしていく。

(11) 電波等の農業への影響について

【疑問、懸念等】

- ・ 駐屯地の整備により、周辺農地におけるドローンを用いた営農活動に影響を及ぼすのではないか。
- ・ 電波障害等により営農活動に制限が生じないのか。

【防衛省の説明概要】

- ・ 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）に基づく対象防衛関係施設に指定するか固まった方針はない。
- ・ 仮に対象防衛関係施設に指定されたとしても、例えば、対象施設に係る対象施設周辺地域（対象施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね300メートルの地域）においては、当該周辺地域に土地を所有する者等は、都道府県公安委員会等にあらかじめ通報を行うことでドローンを飛行させることができる。
- ・ 安全確保措置の権限を有する警察官や施設を警護する自衛官が、対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を適法なものか識別できるよう、小型無人機等の飛行を行おうとする者に通報が義務付けられている。
- ・ 現在小型無人機等を用いて営農活動を行っている方々や、今後新たにこれらを用いて営農活動を行う方々にとって、通報が営農活動の支障とならないように、手続について分かりやすい周知や支援を行うなど、寄り添った対応をしていく。
- ・ 一般に自衛隊機が搭載する無線設備は、電波法や自衛隊法の関係規則に基づく手続の中で、民間の無線通信等に影響を与えないことを確認した上で、総務大臣の承認を得て使用しているため、農機具のGPSや通信機能等へ影響を及ぼすことはないものと考えている。
- ・ 陸自V-22オスプレイの運用や関連施設等により、農業事業者に対して経営上の損失や損害を与えた場合には、関係法令に基づき適切に対応する。

(12) 農業への影響に対する補償等について

【疑問、懸念等】

- ・ 駐屯地の配備や自衛隊機の運用が、農業に影響を与えた可能性がある場合、市の求めに応じ、国は原因調査を行うのか。
- ・ 調査の結果、駐屯地の配備や自衛隊機の運用が原因であると特定又は推測がされる場合、国が補償、賠償、設備の改良等の措置を講じるのか。

【防衛省の説明概要】

- ・ 陸自V-22オスプレイ等の佐賀空港利用に際して、地元の皆様に損失や損害を生じさせないよう万全を尽くすことが大前提であり、自衛隊機の通常の運用に伴う調査や因果関係の認定について透明性をもって対応していく。
- ・ 陸自V-22オスプレイの運用や関連施設等により、農業事業者に対して経営上の損失や損害を与えた場合には、関係法令に基づき適切に対応する。

【市民生活への影響等の整理】

- ・ 排水対策については、詳細な検討が今後進められていく予定であり、今後の実施設計等において、これまでの防衛省の説明と趣旨が異なる点がないか確認する必要がある。
- ・ また、仮に駐屯地が対象防衛関係施設に指定された場合は、周辺地域でのドローンを用いた営農活動の際に事前通報の手続が必要となるが、防衛省は当該手続が営農活動の支障とならないよう寄り添った対応をしていくと説明しており、この影響について注視していく必要がある。
- ・ 騒音、下降気流、排気熱、照明等が農業に及ぼす影響を具体的に協議できるような協議会等の設置について、防衛省に求めていく必要がある。
- ・ また、駐屯地の設置又は運用により農業に損失又は損害が生じた場合、補償措置等及び必要に応じた運用の改善を講ずるよう、防衛省に適切な対応を求めていく必要がある。

(13) 燃料漏れ等の影響について

【疑問、懸念等】

- ・ 飛行するオスプレイ等に燃料等の油漏れが生じ、油が広範囲に飛散した場合又は農地、海及び水路に油が流出した場合、国はどのように対応するのか。

【防衛省の説明概要】

- ・ 佐賀空港に配備する予定の、陸自ヘリコプター及びV-22オスプレイについては、これまで燃料放出を行った事例はない。
- ・ 自衛隊の運用に当たっては、安全確保を最優先に努めており、資機材の適切な整備、隊員への教育訓練、関係法令の遵守等を通じて、事故の防止に万全の措置を講じるとともに、日頃から万一の場合に適切に対処するための訓練を行っている。当然、油流出などの事故を起こしてはならないと考えているが、発生した場合の具体的な対応としては、例えば、
 - ① 流出元及び状況の把握
 - ② 地元自治体や海上保安庁・消防など関係機関への報告・通報
 - ③ 吸着剤散布やオイルフェンス設置などの流出拡散の防止
 - ④ 油の回収作業などの措置を順次実施していく。
- ・ 佐賀空港においても、これらの対応を迅速に行うため、
 - ① 陸・海・空自衛隊の関係部隊や地元自治体、海上保安庁・警察・消防など関係機関との連絡体制を整え、
 - ② 万一の事故に備え、事故対応マニュアルや吸着剤等の対処物品を駐屯地内に常備し、
 - ③ 駐屯地の維持管理の任務を有する業務隊を中心とした対処体制を整える。
- ・ 万一の事故に際して、周辺への影響を極小化するよう、総力をあげて対処していく。
- ・ 陸自V-22オスプレイ等の佐賀空港利用に際して、地元の皆様に損害を生じさせないよう万全を尽くすことが大前提
- ・ 地元の皆様に損害を与えた際は、関係法令に基づき適切に対応する。

(14) 産業へのその他の影響について

【疑問、懸念等】

- ・ 駐屯地の配備や自衛隊機の運用により、産業への影響について、現在想定していない悪影響が仮に発生した場合は、国はどう対応するのか。

【防衛省の説明概要】

- ・ 防衛省は、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の事業活動が阻害されると認められる場合に、環境整備法第8条に基づき地方公共団体が行う農業用施設や漁業用施設等の整備のための費用の一部を補助している。
- ・ 環境整備法による各種施策の実施は、佐賀駐屯地（仮称）の設置又は運用に

よる障害の実態や地方公共団体が行う事業の計画を踏まえ検討することとなる。

- ・ 自衛隊機の運用などが原因で、事業を営まれている方に損失や損害が生じた場合には、関係法令に基づいて適切に対応しつつ、必要に応じ運用の改善などを講じていく。

【市民生活への影響等の整理】

- ・ 前述のとおり、産業に及ぼす影響を協議できるような協議会等の設置について、防衛省に求めていく必要がある。
- ・ また、駐屯地の設置又は運用により事業に損失又は損害が生じた場合、補償措置等及び必要に応じた運用の改善を講ずるよう、防衛省に適切な対応を求めていく必要がある。

6 周辺地域の生活環境等への影響について

【疑問、懸念等】

- ・ 駐屯地の設置又は運用が周辺地域の生活環境、事業活動又は地域開発に及ぼす影響等について、様々な懸念の声があるが、防衛省はどうか対応するのか。
- ・ 物資輸送、部隊移動等による自衛隊車両の通行、隊員の通勤等が、道路交通に影響を及ぼすのではないかと。
- ・ 駐屯地の造成工事の際、工事用車両の往来により道路交通に影響を及ぼすのではないかと。

【防衛省の説明概要】

- ・ 自衛隊の運用により、仮に住民生活、空港利用等への影響が生じた場合は、その状況を確認の上、個別具体的な状況に応じ、周辺の生活環境に最大限配慮していく。
- ・ その上で、防衛省は、防衛施設の設置・運用による障害を緩和することを目的として周辺対策事業を行っている。
- ・ 防衛省としては、駐屯地の設置又は運用が地域に及ぼす影響に特に配慮しつつ、駐屯地の開設が地域の発展につながっていくよう、佐賀市と協力して対応していく。
- ・ 佐賀駐屯地（仮称）の開設により、隊員の通勤・退勤時や部隊行動をする場面において空港周辺の道路交通に一定程度の影響を及ぼすことが想定されるが、常日頃から安全運行に関する隊員への教育を行うとともに、官用車の運行に際し、経験豊富な隊員を助手席に置くなど指導態勢を構築することにより安全に万全を期していく。
- ・ 工事を行う際には、工事関係車両の運転手に対して交通ルールの遵守及び安全運搬の教育指導を徹底するほか、現場周辺に十分な交通誘導員を配置して車両の入退場の誘導を行うなど、周辺の生活環境に配慮し、安全対策の徹底に努めていく。

【市民生活への影響等の整理】

- ・ 駐屯地の設置又は運用による住民生活や事業活動の阻害があれば、防衛省に対応を求める必要がある。
- ・ さらに、駐屯地の設置又は運用が周辺地域の生活環境や開発に及ぼす影響等を考慮した措置についても、防衛省に求める必要がある。
- ・ 空港周辺の道路交通は一定程度の影響を受けることが想定され、本市としても住民生活や事業活動が阻害されていないか、確認する必要がある。

7 民間空港としての佐賀空港への影響について

【疑問、懸念等】

- ・ オスプレイ等の自衛隊機の佐賀空港利用が、佐賀空港の民間空港としての発展に影響を及ぼすのではないか。

【防衛省の説明概要】

- ・ 「佐賀空港がめざす将来像」に示されている目標が達成された場合及び達成後においても佐賀空港の利用可能時間を超えることはなく、民間空港としての使用に影響を与えない。
- ・ 仮に、民航機が特定の時間帯に集中的に離着陸を行う場合には、当該時間帯における自衛隊機の離着陸を控える。
- ・ さらに、自衛隊機は、民航機の定期便・チャーター便の遅延や早着、増便等があった場合には、その運航を優先する。

【市民生活への影響等の整理】

- ・ 防衛省の説明どおり、民間空港としての発展に影響を与えるようなことがないか、今後も注視していく。

8 バルーン大会への影響について

【疑問、懸念等】

- ・ オスプレイ等の自衛隊機の飛行により、バルーン大会だけでなく大会期間以外のバルーンフライトに影響を及ぼすのではないか。

【防衛省の説明概要】

- ・ 佐賀空港に配備する自衛隊機を安全に飛行させるためにも、これまでと同様、バルーンフェスタの開催に影響を与えないことは当然のことであるとともに、バルーンフェスタの開催期間以外についても、フライトエリアが設定されれば、そのエリアを守り、バルーンのフライトに影響が及ばないようにしたいと考えている。

【市民生活への影響等の整理】

- ・ 防衛省の説明どおり、バルーンのフライトに影響を与えるようなことがない

か、今後も注視していく。

- ・ バルーン大会をはじめ、地域のイベント等の尊重、地域の発展への貢献及び地域社会との調和について防衛省に求めていく。

9 ラムサール条約登録湿地への影響について

【疑問、懸念等】

- ・ オスプレイ等の自衛隊機の飛行が、東よか干潟に飛来する水鳥や東よか干潟に生息・生育する動植物へ影響を及ぼすのではないか。

【防衛省の説明概要】

- ・ 駐屯地予定地は東よか干潟から離れた場所に位置し、東よか干潟の上空を飛行することは考えていない。
- ・ 場周経路上の飛行に当たっては、高度300メートル以上を飛行することとしており、このような高い高度を飛行する自衛隊機からの騒音や下降気流が地上に与える影響はないものと考えている。
- ・ 現在実施している環境現況調査においては、駐屯地予定地から東よか干潟までの間の地点において、騒音や振動の調査を実施しているほか、国造搦樋門においても水質の調査を実施しており、今後モニタリング調査を行う中で、工事実施前と比較し変化が確認された場合には、必要に応じて東よか干潟の特性を踏まえ調査範囲を広げるなどした上で、その原因を究明し対策を講じる。
- ・ 自衛隊機の運用が原因で、東よか干潟に飛来する水鳥や東よか干潟に生息・生育する動植物に悪影響が生じた場合には、必要に応じ運用の改善を講ずるなど適切に対応していく。

【市民生活への影響等の整理】

- ・ 防衛省の環境調査において変化が確認された場合には、必要に応じて東よか干潟を調査範囲に含めるなど、原因究明及び対策を求めていく。

10 安全保障・佐賀空港への攻撃の懸念について

【疑問、懸念等】

- ・ オスプレイ等の自衛隊機が佐賀空港に隣接する駐屯地に配備されれば、有事の場合、攻撃の対象となるのではないのか。

【防衛省の説明概要】

- ・ 防衛省としては、様々な事態に適時・適切に対応し、国民の生命・財産と領土・領海・領空を確実に守り抜くためには、総合的な防衛体制を構築して各種事態の抑止に努めることが極めて重要であると考えており、抑止力を高めるために様々な取組を行っている。
- ・ 陸自V-22オスプレイは、部隊を迅速かつ大規模に輸送・展開することができるため、島嶼部への侵攻に対処する部隊である「水陸機動団」が所在する相浦駐屯地（長崎県佐世保市）に近い佐賀空港に配備することで、島嶼防衛能力が強化されるほか、九州をはじめ各地に所在する部隊を機動的に展開・移動させることも可能であり、各種事態における自衛隊の対処能力が強化される。
- ・ 自衛隊の対処能力が強化されることは、我が国に対する攻撃を思いとどまらせることになるため、佐賀空港をはじめ、国民の安全・安心な生活を確保することにつながる。その上で、万が一、我が国に対する攻撃が生じる場合には、防衛省・自衛隊として、佐賀県をはじめ国民の皆様の生命・財産を守るべく、万全を期していく。

【市民生活への影響等の整理】

- ・ 防衛省は、国民の生命・財産と領土・領海・領空を確実に守り抜くためには、総合的な防衛体制を構築して各種事態の抑止に努めることが極めて重要であり、自衛隊の対処能力が強化されることは、我が国に対する攻撃を思いとどまらせることになるため、佐賀空港をはじめ、国民の安全・安心な生活を確保することにつながると説明している。
- ・ 国防政策は国の専管事項であるため、市として国防政策の有効性について評価する立場にないが、国は有事とならないよう、あらゆる外交的、政治的努力をしていただきたい。

1 1 訓練内容について

【疑問、懸念等】

- ・ 住民に不安や危険を及ぼす訓練をするのではないか。
- ・ 佐賀空港において部隊訓練はするのか。
- ・ オスプレイの山間地域（脊振山周辺）での訓練計画はあるのか。

【防衛省の説明概要】

- ・ 自衛隊機は、基本的には平日の朝 8 時から 17 時までの間、空港を利用する。
- ・ パイロットの技量を維持するため、空港利用時間の範囲内で、夜間に離着陸訓練を実施することがある。
- ・ 急患輸送の要請や、自然災害があった場合には、空港の利用時間外においても飛行する場合がある。
- ・ 佐賀空港を離着陸する自衛隊機が飛行する際には、騒音軽減のため、場周経路上においては高度 300 メートル以上、場周経路外に応じて、高度 500 メートル以上を確保することを基本とするほか、地域の実情において、住宅地、市街地や病院等の上空の飛行を極力回避するといった措置を講じていく。
- ・ 自衛隊機の運用に当たっては、安全確保を最優先に努めており、資機材の適切な整備、隊員への教育訓練、関係法令の遵守等を通じて、事故の防止等に万全を期していく。
- ・ V-22 オスプレイによる佐賀空港での部隊訓練については、現時点で具体的な計画はない。
- ・ V-22 オスプレイの山間地域（脊振山周辺）での訓練は、現時点で具体的な計画はない。

【市民生活への影響等の整理】

- ・ 地域の実情において、住宅地、市街地、病院等の上空の飛行を極力回避するといった配慮がなされているが、市民の懸念や不安に対する真摯な対応として、訓練に関する情報の提供等についても、防衛省に求めていく必要がある。

1.2 防災機能を高めるための佐賀空港の活用について

【疑問、懸念等】

- ・ オスプレイ等の自衛隊機の配備が、九州や西日本地域における防災機能の向上につながるのか。

【防衛省の説明概要】

- ・ オスプレイは、固定翼機のように速い巡航速度と長い航続距離を有するとともに、高高度を飛行可能といった特徴があり、具体的には、現有の輸送ヘリコプターCH-47JAに比べ、最大速度が約2倍、航続距離が約3倍、飛行高度が約3倍と極めて高い性能を有している。
- ・ その高い能力を活用することにより、九州地方を中心とする災害救援や離島における急患輸送にも極めて有益な装備品であると考えている。

【市民生活への影響等の整理】

- ・ 防衛省の説明によると、災害救援や離島における急患輸送に有益であるとのことであり、防災機能の向上につながるよう求めていく必要がある。

1.3 土地取得交渉について

【疑問、懸念等】

- ・ 一方的な土地の収用がなされるのではないか。

【防衛省の説明概要】

- ・ 地権者の御意向を踏まえずに、一方的に土地を収用するようなことは考えていない。
- ・ 駐屯地予定地の用地取得に関しては、これまでも地権者の皆様への説明会などやり取りをさせていただいており、今般の公害防止協定見直しの御判断も踏まえ、地権者が所属する有明海漁協の南川副支所とも相談の上、やり取りを継続していく。

【市民生活への影響等の整理】

- ・ 防衛省の説明どおり一方的な土地の収用がないことを改めて本市としても求めていく。

1 4 苦情処理・相談体制の充実について

【疑問、懸念等】

- ・ 地域住民の困り事や心配事などに寄り添った対応をしてもらえるのか。
- ・ 夜間飛行や低空飛行などの訓練の実施予定のほか、市民生活に大きな影響を及ぼす可能性がある情報は事前に知らせてくれないのか。

【防衛省の説明概要】

- ・ 佐賀駐屯地（仮称）に苦情・相談窓口を設置するなど地域住民の困り事や心配などに夜間・休日問わず対応できる体制を構築し、寄り添った対応に努める。
- ・ 地元住民の皆様への関心が高いことにも鑑み、地元へ寄り添った対応に努めるとともに、陸自オスプレイに関する飛行情報の提供のあり方については、佐賀県及び佐賀市とも相談していきたい。

【市民生活への影響等の整理】

- ・ 佐賀駐屯地（仮称）に係る苦情・相談窓口の設置及びその対応結果の報告を求めていく必要がある。
- ・ 本市として防衛省に対し、市民の不安解消に資する飛行情報の提供を求めていく必要がある。
- ・ 騒音、排水、道路交通等周辺地域の生活環境に及ぼす影響等を具体的に協議できるような協議会の設置について、防衛省に求めていく必要がある。